

令和6年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
7	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	当該業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第4項:独占禁止法違反行為)	令和7年 3月28日から 令和7年 5月27日まで (2月間)	
6	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	当該業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和7年1月31日付けで、同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)	令和7年 3月 4日から 令和7年 6月 3日まで (3月間)	
5	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者や工事現場の主任技術者等として配置していた。このことにより、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)	令和7年 3月 4日から 令和7年 6月 3日まで (3月間)	
4	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町三丁目28番33号	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者や工事現場の主任技術者等として配置していた。このことにより、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)	令和7年 3月 4日から 令和7年 6月 3日まで (3月間)	

令和6年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
3	三州技術コンサルタント株式会社	鹿児島市薬師一丁目6番7号	本市発注の「城南線電線共同溝設計業務委託」において、検討等が不十分だったことにより、その後の工事において管路橋を架設できなかった。	令和7年 1月27日から 令和7年 2月26日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第2項:過失により粗雑工事)		
2	株式会社浅川組	和歌山県和歌山市 小松原通三丁目69番地	当該業者は、同社を代表者とする特定建設工事共同企業体が請け負った和歌山県発注の道路改良工事(令和4年9月完了)において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明し、その後の同県の調査等により、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことにより、建設業法第28条第1項第2号(請負契約に関する不誠実な行為)に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局から令和6年6月25日付けで、同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。	令和6年 8月 8日から 令和6年11月 7日まで (3月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)		
1	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目25番1号	当該業者の使用人は、東海旅客鉄道株式会社発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日に発生した作業員の負傷事故について、鵜沢労働基準監督署長に遅滞なく報告すべきところ、令和5年7月4日に至るまで報告しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日、鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた	令和6年 5月21日から 令和6年 6月20日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)		